

平成29年(ヨ)第651号 高浜原発3, 4号機運転差止仮処分命令申立事件
 債権者 水戸 喜世子
 債務者 関西電力株式会社

証拠説明書(2)

平成29年(2017年)7月24日

大阪地方裁判所 第1民事部 御中

債権者代理人 弁護士 井戸 謙一

弁護士 河合 弘之
 外

| 号証 | 標目 (原本・写しの別) | 作成 年月日 | 作成者 | 立証趣旨 | 備考 |
|--------------|---|-----------|-------------------|------------|--|
| 疎甲43 号証の1 | 「北朝鮮『ICBM成 功』米本土を射程誇 示」と題する記事 | 写し | 平成2 9月7月 5日 | 日本経 済新聞 | 本年(2017年)7月 4日(本件申立直前)北朝 鮮は新たにミサイルを発射 した。それは米国本土に達 する危険がある高性能なも のであったこと |
| 疎甲43 号証の2 | 「北朝鮮『ICBM成 功』米ハワイ射程の 見方 高度過去最高 2500キロ超か」と題 する記事 | 写し | 平成29 月7月5 日 | 朝日新 聞 | 米国政府もこれをICB M(大陸間弾道弾)と認定 した。米国本土に達し得る ことを国として公式に認定 したこと |
| 疎甲43 号証の3 | 「米, ICBMと断定 北朝鮮発射『脅威新 たな段階』」と題す る記事 | 写し | 平成29 月7月5 日 | 朝日新 聞夕刊 | そして, レッドライン (超えてはならない一線) を超えたこと認定し, それ は, 米国が北朝鮮に対して 軍事的措置を取るかもしれ ないということ意味する こと |
| 疎甲43 号証の4 | 「ICBM飛距離誇示」 と題する記事 | 写し | 平成29 月7月5 日 | 朝日新 聞夕刊 | 万一そのようなことにな れば, 北朝鮮の報復攻撃が 日本にある原発や米軍基地 に向けられる恐れがあるこ と |
| 疎甲43 号証の5 | 「米, ICBMと認識 国務長官『北朝鮮の 脅威拡大』」と題す る記事 | 写し | 平成29 月7月5 日 | 毎日新 聞夕刊 | 日・米・朝の間の緊張は 新たな段階に入ったとされ ており, まさに目が離せな い状況になってきたこと |
| 疎甲43 号証の6 | 「日米韓, ICBMと断 定 米長官『新たな 脅威』」と題する記 事 | 写し | 平成29 月7月6 日 | 東京新 聞 | |